

PTA総会資料

人吉市立西瀬小学校PTA

※ 総会成立宣言（高村 書記）

人吉市立西瀬小学校PTA規約第8章第11条

「総会は会員の2分の1以上の出席によって成立します。ただし、委任状をもって出席とみなします。」（会員数125：出席数 、委任状 、計 ）

進行（高村 書記）

1 開 会（副会長）

2 挨拶 (1) 椎葉 会長
(2) 沢田 校長

3 表 彰

※表彰者の紹介（副会長）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～2

4 議長選出

議長（ ）

5 議 事

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 令和6年度事業報告について | (椎葉 会長)・・・・・・・・ P 3 |
| (2) 令和6年度決算報告について | (林 会計)・・・・・・・・ P 4 |
| (3) 令和6年度会計監査について | (毎床・山崎 監事) |
| (4) PTA規約について | (椎葉 会長)・・・・・・・・ P 5～7 |
| (5) PTA役員選出規程について | (椎葉 会長)・・・・・・・・ P 8 |
| (6) PTA表彰・慶弔規程について | (椎葉 会長)・・・・・・・・ P 9 |
| (7) PTA旅費規程について | (椎葉 会長)・・・・・・・・ P 10 |
| (8) 令和7年度役員改選について | (西村 選考副委員長)・・・・ P 11 |

※ 新旧役員挨拶

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (9) 令和7年度事業計画案について | (会長)・・・・・・・・ P 12 |
| (10) 令和7年度予算案について | (会計)・・・・・・・・ P 13 |

6 議長解任

7 諸連絡

- | | |
|------------------------------|------------------|
| (1) 西瀬小のきまりについて（生徒指導担当） | ・・・・・・・・ P 14～15 |
| (2) 緊急時の対応及び連絡方法について（防災主任） | ・・・・・・・・ P 16 |
| (3) 日本スポーツ振興センター等について（養護、教頭） | ・・・・・・・・ P 17 |
| (4) 学校給食の経費と給食費助成金について | ・・・・・・・・ P 18 |
| (5) PTA会費の納入について（事務担当） | ・・・・・・・・ P 19 |
| (6) その他 | |
| (7) 西瀬小学校職員紹介（教頭） | ・・・・・・・・ P 20 |

<資料>

○ 学校支援ボランティア（わくわくサポーター）について ○ 熊本県PTA共済のご案内

8 閉 会（新副会長）

P T A表彰について

1 市P連表彰対象者

表彰者（敬称略）	表 彰 理 由
永田 政司	平成30年度から5年間、P T A会長を務めた。コロナ禍で活動が限減される中でも工夫した取組を行い、多大なる功績を残した。令和5年度は、P T A副会長を務め、会長のサポート役を務めた。
椎葉 貴之	令和5年度から2年間、P T A会長を務めた。コロナ禍で限減されていたP T A活動（P T Aバザー、どんどや等）を再開させるために尽力し、多大なる功績を残した。
藤山佐智代	家庭教育委員長を3年務めた。給食エプロンの補修、運動会準備、各行事での来校者の接待等を行うことで、児童の心身の発達、学校教育への理解を深める活動を推進した。

人吉市P T A連絡協議会表彰規程

（目的）

第1条 この規程は、P T Aにおける活動が社会教育の発展に貢献したことに對して表彰を行い、教育の向上と文化の振興に寄与することを目的とする。

（被表彰者）

第2条 被表彰者は、個人または団体とする。個人とは、過去にP T A会員であったか、又は、現在P T Aの会員である個人。団体とは、小・中学校の単位P T Aとする。

（表彰の範囲）

第3条 被表彰者が、次の事項について活動が顕著であると認められるときに表彰をするものとする。

- | | | | |
|--------------------|------|---------|------|
| (1) 会長 | 1年以上 | (2) 副会長 | 2年以上 |
| (3) 書記 | 2年以上 | (4) 会計 | 2年以上 |
| (5) 家庭教育部長・家庭教育委員長 | 2年以上 | | |

（特別表彰）

第4条 本会の会長会で、特にその功績が認められたときは、特別に表彰することができる。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、表彰状を授与し、記念品の贈呈をすることがある。

（表彰の時期）

第6条 表彰は、総会において行う。ただし、事情によっては臨時にこれを行うことができる。

（表彰の手続）

第7条 表彰の手続きは、各単位P T Aから本会に推薦書を提出し、その推薦書に基づき選考委員会において選考のうえ決定する。推薦書は、別紙様式による。

第8条 選考委員会は、会長会を持って組織する。

第9条 表彰は、人吉市P T A連絡協議会長及び人吉市教育長の連名において行うものとする。

本規程は、昭和51年4月 1日 施行

本規程は、平成 2年4月 1日 施行

2 本会表彰対象者（令和7年度PTA総会時表彰）

表彰者（敬称略）	表 彰 理 由
永田 政司	市P連表彰の理由と同じ。
椎葉 貴之	市P連表彰の理由と同じ。
藤山佐智代	市P連表彰の理由と同じ。
門岡 正浩	平成28年度から2年間、交通委員長を務めた。平成30年度からの6年間は監事を務めた。令和6年度には第6学年委員長を務めた。通算9年間を本部役員として活動し、本校PTA活動に多大なる功績を残した。

人吉市立西瀬小学校PTA表彰・慶弔規定

（目 的）

第1条 この規程は、人吉市立西瀬小学校PTA規約第21条の規程に基づき、PTA会員相互の親和を深めることを目的として、これを定めます。

（経 費）

第2条 本規定の運営のために要する経費は、PTA予算より支出します。

（運 営）

第3条 表彰について

- （1） 本会の会長として1年、役員及び監事として3年、または学年長・副学年長、地区委員を含め5年、会の運営活動に貢献した役員については、本会を去る時点で表彰します。
- （2） その他特に表彰することが適当と認められる者については、PTA役員の協議決定に基づいて表彰します。
- （3） 表彰は、PTA会長及び学校長の連名で行います。
- （4） 表彰は、総会時において行います。

附則

本規程は、平成7年4月28日から施行します。

附則

本規程は、平成14年12月1日から施行します。

附則

本規程は、平成21年4月18日から施行します。

月	会 議 等	学 年	行 事 ・ 活 動 等	市 P T A 等
2024 4	11(木)本部役員会⑧(旧) 17(水)PTA総会 19(金)PTA歓送迎会 25(金)本部役員・学年長・地区委員・専門委員合同会議 25(金)本部役員会①	9(火)入学式 (1年役員選出)	8(月)第1学期始業式 9(火)入学式 16(火)見知り集会・見知り遠足 17(水)授業参観・学年懇談会 18(木)全国学力・学習状況調査(6年) 24(木)人吉市学力調査(～25)	
5	8(水)本部役員会②	※学年PTA活動 ・親子行事等 (5月～3月)	1(水)あいさつ運動 ・P役員(毎月第2・4水曜日) ・民生委員(毎月第1・3水曜日) 15(水)あいさつ運動 18(土)運動会準備 19(日)運動会	2(木)市P連家庭教育部会 15(水)県P連家庭教育部会 21(火)市P連家庭教育部会
6	12(水)本部役員会③	2(日)1学年行事	3(月)～プール開き週間 12(水)あいさつ運動 14(金)第1回学校運営協議会 26(水)あいさつ運動	3(月)市P連理事会 6(木)市P連総会 18(火)市P連家庭教育部会 25(火)市P連家庭教育部会
7	8(月)家庭教育学級 「にじの講演会」		5(金)学期末PTA 10(水)あいさつ運動 19(金)第1学期終業式	5(金)二中校区4校交流会 17(水)市P連理事会 26(金)市P連主催座談会
8		2(土),3(日) 6学年行事 (思い出キャンプ)	18(日)親子美化作業 28(水)第2学期始業式 28(水)あいさつ運動	
9			11(水)あいさつ運動 25(水)5年集団宿泊教室(～26日) 25(水)あいさつ運動	5(火)市P連理事会
10	23(水)本部役員会④	9(日)6学年おくんち祭参加 27(日)3学年行事	1(火)6年修学旅行(～2日) 23(水)あいさつ運動	2(水)県P連家庭教育部会 3(木)市P連家庭教育部会 10(火)市P連理事会 26(土)九P長崎大会 ～27日
11		24(日)4学年行事 30(日)5学年行事 (もちつき)	2(土)第2回PTA美化作業 13(水)あいさつ運動 14(木)犬童球溪顕彰音楽祭 23(土)門松用竹切り 27(水)あいさつ運動 30(土)門松づくり	2(土)大畑小学校150周年記念式典 9(土)県P阿蘇大会 11(月)市P連理事会 24(日)市P連文化事業 ウォークラリー
12	5(火)どんどこ実行委員会 5(火)本部役員会⑤ 11(水)役員選考委員会①		3(火)県学力調査(～4日) 5(木)学期末PTA、学年懇談会 9(月)第2回学校運営協議会 11(水)あいさつ運動 12(木)持久走大会 24(火)第2学期終業式	9(木)市P連家庭教育部会 10(火)市P連理事会、家庭教育合同会議
2025 1	9(木)役員選考委員会② 14(火)三役会(規約改定)		8(水)第3学期始業式 8(水)あいさつ運動 16(火)「熊本の学び」公開授業 18(土)どんどこ準備 19(日)第38回どんどこ 22(水)あいさつ運動	25(土)市P連家庭教育部 市社会教育委員会 合同家庭教育講演会
2		9(日)2学年行事	1(土)さざなみ文化祭、PTAバザー 1(土)第3回学校運営協議会 7(金)第30回瀬音会 (歴代PTA会長・校長・教頭、現三役) 12(水)あいさつ運動 21(金)第4回学校運営協議会 26(水)あいさつ運動	
3	6(木)会計監査 18(火)本部役員会⑥ ※4／ 本部役員会		4(火)学年末PTA 6(木)お別れ集会・お別れ遠足 12(水)あいさつ運動 21(金)卒業式 24(月)修了式	12(水)市P連理事会

令和6年度 西瀬小PTA決算書

1 収入の部

項目	当初予算額	補正額	予算現額	収入額	増減	備 考
繰越金	130,083	0	130,083	130,083	0	令和5年度会計から繰り越し
会費	551,950	0	551,950	547,800	-4,150	
その他	10	0	10	26,702	26,692	貯金利息等・バザー売上
合計	682,043	0	682,043	704,585	22,542	

2 支出の部

項目	当初予算額	補正額	予算現額	支出額	残額	備 考
研修費	162,500	0	162,500	122,497	40,003	九P大会、県P大会等
本部費	40,000	0	40,000	40,000	0	総会、記念品
活動費	185,000	-30,000	155,000	91,418	63,582	美化作業・どんどこや、門松作り等
専門委員会費	0	0	0	0	0	各専門委員会
学年PTA費	90,000	30,000	120,000	120,000	0	各学年へ
会議費	0	0	0	0	0	役員選考委員会
消耗品費	15,000	0	15,000	13,748	1,252	事務用品
印刷費	0	0	0	0	0	PTA新聞
通信費	1,000	0	1,000	880	120	切手
負担費	130,000	0	130,000	104,862	25,138	市P負担金、賠償保険
使用料	0	0	0	0	0	コミセン使用料
慶弔費	10,000	0	10,000	2,057	7,943	電報代
児童奨励費	42,900	0	42,900	42,900	0	卒業記念品(33名分)
予備費	5,643	0	5,643	0	5,643	
合計	682,043	0	682,043	538,362	143,681	

3 収支

収入 704,585 - 支出 538,362 = 残高 166,223

上記のとおりご報告致します。

なお、残高 166,223 は令和7年度会計へ繰り越しいたします。

令和7年3月6日

西瀬小学校PTA会長 椎葉 貴之

会計 林 将太

監査の結果、会計簿、領収書、預金通帳ともに正確に処理されており、何ら異常を認めませんでした。

令和7年3月6日

西瀬小学校 監事 毎床 貴洋

監事 山崎 竜次

人吉市立西瀬小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は人吉市立西瀬小学校PTAと称し、事務局を同校内におきます。

第2章 目的

第2条 本会は児童を正しく明るく育てていくために、会員の教養を高め、家庭と学校の連絡を緊密にし、協力して児童の健全な成長を図ります。

第3章 会員

第3条 本会の会員は保護者、教職員及び本会の目的に賛同する者です。

第4章 会員の権利義務

第4条 本会の会員には下の権利と義務があります。

- (1) 会員はすべて規定の会費を納めますが、その負担は平等です。
- (2) 会員は会の目的を達成するために、総会において自由に発言し議決する権利があります。但し、故意に会費を納入しない者は総会における議決権を有しません。
- (3) 会員は総会で決した如何なることも忠実に履行する義務があります。

第5章 役員と選出

第5条 本会に次の役員をおきます。

- 〔会 長〕 1名〔副会長〕 2名（内1名地区委員長を兼任）
- 〔書 記〕 2名（保護者1名、学校職員1名）
- 〔会 計〕 2名（保護者1名、学校職員1名）〔専門委員長〕 6名
- 〔監 事〕 2名〔学年委員長〕 1名

第6条 役員の選出については、役員選出規程を設け、これを別に定めます。

第6章 役員の任務

第7条 役員の任務は次のとおりとします。

- (1) 会長は会務を総理し本会を代表します。又、運営上必要な会合を招集します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をします。
- (3) 書記は、本会の一切の事務を処理し、総会及び役員会等の議事録を作成します。
- (4) 会計は、本会の会計事務にあたります。
- (5) 監事は、会計を監査し、総会にその結果を報告します。なお、必要に応じ役員会等において意見を述べるができます。

第7章 役員の任期

第8条 役員の任期は1ヶ年とします。但し再任は妨げません。

第9条 役員に欠員が生じ、補充が必要であると役員会で議決されたときは、役員会によりこれを補充します。補充された役員の任期は前任者の残任期間とします。

第8章 総会

第10条 総会は年1回5月上旬までに開きますが、必要に応じて臨時に開くことができます。

2 次の事項は総会の議決を必要とします。

- (1) 予算の決定
- (2) 決算の承認
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員の承認

第11条 総会は会員の2分の1の出席によって成立します。但し、委任状をもって出席とみなします。

第12条 総会の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決します。

2 総会の議長はその都度選出します。

第9章 役員会

第13条 本会に役員会を設けます。

2 役員会は、会長・副会長・書記・会計・専門委員長・学年委員長・地区委員長の各役員及び学校長、教頭をもって構成し、主として、本会運営の企画予算案の作成で決定された事項の処理にあたります。

第14条 役員会は、構成員の3分の2の出席によって成立し、議事は全員一致を原則とします。

第10章 学年委員会、地区委員会及び専門委員会

第15条 本会に学年委員会及び地区委員会を設けます。

2 学年委員会は、各学年の学年長、副学年長をもって構成し、学年PTAの運営ならびに学年相互の連絡協調を図ります。なお、各学年の副学年長は、各学年から選出された専門委員のうち、2名が兼任するものとします。

3 地区委員会は、副会長兼地区委員長と各地区により選出された委員をもって構成し、補導委員を兼務し、主として児童の生活指導ならびに学校との連絡等にあたります。

第16条 本会に専門委員会を設けます。

2 専門委員会は、広報・保健体育・家庭教育・交通・父親の各委員会とします。

3 広報委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、主として文化広報活動を推進します。

4 保健体育委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、主として保健体育等の事業を推進します。

5 家庭教育委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、情操教育の推進、学校給食への示唆検討など児童の心身の発達と学校教育に対する理解をより一層深める活動を推進します。

6 交通委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、校区交通安全協会との緊密な連絡のもとに、主として児童の登下校指導ならびに交通安全活動を推進します。

7 父親委員会は、各学年から1名選出された委員をもって構成し、主として学校環境の整備美化を推進します。

第17条 委員の任期は1ヶ年とします。但し、再任を妨げません。また、欠員ができたとき、その都度補充された委員の任期は前任者の残任期間とします。

第11章 表彰・慶弔

第18条 本会に表彰・慶弔規程を設け、これを別に定めます。

第12章 特別委員会

第19条 本会は必要に応じ、役員会の議決によって特別委員会を設けることができます。

2 特別委員会は、その付託された事項の経過ならびに結果を総会に報告した後解散します。

第13章 会計

第20条 本会の経費は、会費・事業収入・寄付金をもってこれに充てます。

第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わります。

第14章 雑 則

第22条 この規約に定めるもののほか、本会運営に必要な規程は役員会において定め、総会にて報告します。

附 則

本規約は、平成7年4月28日から施行します。

附 則

本規約は、平成9年4月25日から施行します。

附 則

本規約は、平成11年4月30日から施行します。

附 則

本規約は、平成12年4月21日から施行します。

附 則

本規約は、平成14年12月1日から施行します。

附 則

本規約は、平成21年4月18日から施行します。

附 則

本規約は、平成27年4月18日から施行します。

附 則

本規約は、平成30年4月21日から施行します。

附 則

本規約は、平成31年4月20日から施行します。

附 則

本規約は、令和7年2月25日から施行します。

人吉市立西瀬小学校PTA役員選出規程

(目 的)

第1条 この規程は人吉市立西瀬小学校PTA規約第6条の規定に基づき、人吉市立西瀬小学校PTAの役員（以下「PTA役員」と表す）を選出する目的としてこれを定めます。

(選考委員会)

第2条 PTA役員の選出のために人吉市立西瀬小学校PTA役員選考委員会（以下「選考委員会」と表す）を設けます。

- 2 選考委員会は、第3・4・5学年長の3名、各専門委員（広報・交通・父親・保体・家庭教育）の第3・4・5・6学年の中から1名ずつの5名、川北・川南の地区委員各2名ずつの4名、学校職員1名の合計13名とします。
- 3 選考委員長は第3・4・5学年長の中から1名、選考副委員長は地区委員の中から1名を互選します。
- 4 PTA役員に選出された選考委員は、その時点で選考委員会から退会します。
- 5 第1回選考委員会の招集は、PTA会長名で行います。第2回以降は、選考委員長名で招集します。

(役員の選出)

第3条 選考委員会では次の役員を選出し、総会に報告します。

- (1) 会長 (2) 副会長（地区委員長兼任も含む）
- (3) 専門委員長 (4) 監事

(学年委員長の選出)

第4条 学年委員長は、第6学年長から選出します。

(書記、会計の選出)

第5条 書記・会計については、会長の委嘱とします。

附 則

本規程は、平成14年12月1日から施行します。

附 則

本規程は、平成21年4月18日から施行します。

附 則

本規程は、平成23年4月16日から施行します。

附 則

本規程は、平成27年4月18日から施行します。

附 則

本規程は、平成30年4月21日から施行します。

附 則

本規程は、平成31年4月20日から施行します。

附 則

本規程は、令和6年1月1日から施行します。

人吉市立西瀬小学校 P T A 表彰・慶弔規程

(目的)

第 1 条

この規程は、人吉市立西瀬小学校 P T A 規約第 2 1 条の規程に基づき、P T A 会員相互の親和を深めることを目的として、これを定めます。

(経費)

第 2 条

本規程の運営のために要する経費は、P T A 予算より支出します。

(運営)

第 3 条

1 表彰について

- (1) 本会の会長として 1 年、役員及び監事として 3 年、または学年長、副学年長、地区委員を含め 5 年、会の運営活動に貢献した役員については本会を去る時点で表彰します。
- (2) その他特に表彰することが適当と認められる者については、P T A 役員の協議決定に基づいて表彰します。
- (3) 表彰は、P T A 会長及び学校長の連名で行います。
- (4) 表彰は、総会時において行います。

2 弔事について

- (1) 児童が死亡した場合は、弔慰金 5, 0 0 0 円とし、会葬します。
- (2) P T A 会員が死亡した場合は、弔慰金 5, 0 0 0 円とし、会葬します。
- (3) 会員の家屋が災害のため被害を受けた場合は、又は会員に会務による傷病が生じた場合は、P T A 役員会の協議決定に基づきます。
- (4) 学校職員の家族（配偶者及び一親等）が死亡した場合は弔電とします。

附則

本規程は、平成 7 年 4 月 2 8 日から施行します。

附則

本規程は、平成 1 4 年 1 2 月 1 日から施行します。

附則

本規程は、平成 2 1 年 4 月 1 8 日から施行します。

西瀬小学校 PTA 旅費規程

西瀬小学校 P T A

- 1 会員が会務により旅行した時は下表に基づき旅費を支給する。
- 2 旅費は実費弁償を基準として交通費及び日当並びに宿泊費とする。
- 3 交通費は県外等遠距離地は JR の運賃とし、県内及び隣接地は自動車利用を基準とする。
県外において JR を使用しなかった場合は実費支給とする。
 自動車旅行の旅程は熊本県が定めた路程表の距離とし、1 キロ当たり 37 円とし、往復の距離により支給する。なお、距離に端数が生じたときは切り捨てる。
 起点は西瀬小学校とし、熊本県が定めた人吉市(人吉)を起点とした旅費早見表を利用する。
 車に同乗した場合は日当のみとし、交通費は支給しない。
- 4 日当は球磨人吉管内は半日用務の場合 550 円、1 日用務の場合は 1,100 円とする。
管外の旅行は日当 1,100 円とする。また、県外の旅行は 2,200 円とする。
- 5 宿泊の必要がある場合は宿泊費として実費を支払う。
- 6 全国研究大会、九州 P T A 研究大会に関しては、予算の状況参加人数を換算し執行する。
飲食を伴う出席負担金等については、会費の半額支給を基本とする。
- 7 この規程に定めた以外のことについては、その都度役員会で協議し決定する。
- 8 この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

地 名	キロ数	半日旅費	1 日旅費	地 名	キロ数	半日旅費	1 日旅費
人 吉		550		五 木	30.8	2,807	3,357
大 畑	10.3	1,290	1,840	山田甲	5.2	920	1,470
西	6.5	1,031	1,581	渡	7.9	1,105	1,655
一 武	8.7	1,179	1,729	一勝地	13.1	1,512	2,062
木 上	10.4	1,290	1,840	芦 北	43.6	4,319	
免 田	15.2	1,660	2,210	水 俣	62.9	5,725	
須 恵	18.4	1,882	2,432	八 代	58.8	5,429	
深 田	14.2	1,586	2,136	県 庁	96.8	8,241	
多良木	20.2	2,030	2,580	山 鹿	124.3	10,276	
湯 前	25.5	2,437	2,987	玉 名	125.4	10,350	
湯 山	36.6	3,251	3,801	内 牧	140.8	11,497	
深 水	7.3	1,068	1,618	本 渡	151.1	12,274	

令和7度PTA役員

役員名		氏 名
会 長		
副会長		
書 記		(会長委嘱)
		(学校)
会 計		(会長委嘱)
		(学校)
監 事		
専 門 委 員 会	広報委員長	
	父親委員長	
	保体委員長	
	交通委員長	
	家庭教育委員長	(市P)
(校内)		
学年委員長		
地区委員長		
顧 問		沢田 美穂 校長

月	会 議 等	学 年	行 事 ・ 活 動 等	市 P T A 等
2025 4	()本部役員会⑦(旧) 26(土)PTA総会 ()本部役員会①	9(水)入学式 (1年役員選出)	8(火)第1学期始業式 9(水)入学式 17(木)全国学力・学習状況調査(6年) 18(金)見知り集会・見知り遠足 通学路点検 23(水)人吉市学力調査(～24) 26(土)授業参観・学年懇談会 PTA総会	()市P連理事会 ()新旧会長、役員 合同会議
5	()本部役員・学年長・地区委員・専門委員合同会議 ()本部役員会 地区委員会	※学年PTA活動 ・親子行事等 (5月～3月)	(水)あいさつ運動 ・P役員(毎月第2・4水曜日) ・民生委員(毎月第1・3水曜日) (水)あいさつ運動 23(金)運動会準備 24(土)運動会	()市P連役員選考 委員会、家庭教育 部会
6	()本部役員会②		(水)あいさつ運動 2(月)～プール開き週間 ()第1回学校運営協議会 (水)あいさつ運動	()市P連総会 ()市P連理事会
7	()本部役員会③		4(金)学期末PTA (水)あいさつ運動 18(金)第1学期終業式	()市P連理事会 ()二中校区4校交流会
8			28(木)第2学期始業式 (水)あいさつ運動	()市P連主催座談会
9			(水)あいさつ運動 21(日)PTA親子美化作業 150周年記念ドローン撮影 (水)あいさつ運動	()市P連理事会 ()市P連・球磨P連 合同勉強会
10	()本部役員会④		(水)あいさつ運動 16(木)「熊本への学び」研究発表 21(火)にしぜカムカムDay 22(水)5年集団宿泊教室(～23日)	()市P連理事会 18(土)九P福岡大会 ～19日
11			1(土)150周年記念式典 さざなみ文化祭 6(木)6年修学旅行(～7日) (水)あいさつ運動 13(木)犬童球溪顕彰音楽祭	8(土)県Pあまくさ大会
12	()本部役員会⑤		()門松づくり 2(火)県学力調査(～3日) 4(木)学期末PTA、学年懇談会 (水)あいさつ運動 ()第2回学校運営協議会 24(水)第2学期終業式	()市P連文化事業 ウォークラリー ()市P連理事会、家 庭教育合同会議
2026 1	()本部役員会⑥		8(木)第3学期始業式 17(土)どんどや準備 18(日)第39回どんどや (水)あいさつ運動 22(木)持久走大会	
2			(水)あいさつ運動 ()第3回学校運営協議会	()市P連学校訪 問()
3	()会計監査 ()本部役員会⑦ ※4 / 本部役員会		3(火)学年末PTA 6(金)お別れ集会・お別れ遠足 23(月)修了式 24(火)卒業式	()市P連理事会

令和7年度 西瀬小学校PTA予算(案)

1 収入の部

項目	本年度予算	前年度予算	比較増減	摘要
繰越金	166,223	130,083	36,140	令和6年度会計より繰り越し
会費	518,750	551,950	△ 33,200	4,150円×125会員数(P111+T14)
その他	90	10	80	預金利息
合計	685,063	682,043	3,020	

2 支出の部

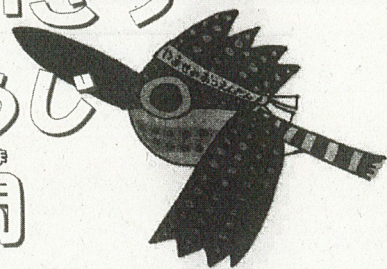
項 目	本年度予算	前年度予算	比較増減	摘要
研修費	162,500	162,500	0	九P、県P、市P大会 校長・会長・家庭教育委員長合同研修等
本部費	40,000	40,000	0	総会、記念品
活動費	185,000	185,000	0	門松づくり材料、どんどや関係等活動費 PTA新聞
専門委員会費	0	0	0	各専門委員会
学年PTA費	90,000	90,000	0	各学年
会議費	0	0	0	役員選考委員会
消耗品費	15,000	15,000	0	事務用品等
印刷費	0	0	0	PTA新聞
通信費	1,000	1,000	0	切手
負担費	130,000	130,000	0	市P負担金、賠償保険等
使用料	0	0	0	コミセン使用料
慶弔費	10,000	10,000	0	
児童奨励費	44,200	42,900	1,300	卒業記念品 34名
予備費	7,363	5,643	1,720	
合 計	685,063	682,043	3,020	

※補正額につきましては、役員会で協議の上流用し、決定することをご了承ください。
以上提案いたします。

令和7年4月26日
西瀬小学校PTA会長

にしぜ3つのあいことば

① ^{え が お}っこり笑顔でぴかいちあいさつ
 ② ^{研 が}っかり磨いてぴかいちそうじ
 ③ ^{と も}んいん友だち ^{な か ま}ぴかいち仲間



《学校生活（がっこうせいかつ）》

- ^{とうげこう}登下校は特別な事情^{とくべつ しじょう}があるとき以外は、^{い が い}歩きましょう。
 （朝は、^{あさ}登校班^{とうこうはん}で並んで^{なら}登校し、^{ある}歩いて^{げこう}下校します。）
- ^{とうげこう}登下校のときは、安全タスキ^{あんぜん}をつけましょう。
- ^{とうこう}登校したら名札^{なふだ}をつけ、^{げこうじ}下校時に^{はず}外して^{かえ}帰りましょう。
- ^{がっこう}学校には、学習^{がくしゅう}に必要な物^{ひつよう もの}だけを持^もってきてきましょう。



《家庭・地域での休みの日の生活（かてい・ちいきでのやすみのひのせいかつ）》

- ご家庭で子供^{こども}さんと向き合^むって、話し合^{はな あ}いをされ、保護者^{ほごしゃ}の方^{ほう}で可否^{か ひ}の判断^{はんだん}をされてください。

- ・ ^{がいはく}外泊^{がいはく}について
- ・ ^{けいたい}携帯^{きとう}・ゲーム機^{しやうほうほう}等の使用方法^{しやうほうほう}について

- ^{いえ}家に^{かえ}帰り着^{つく}く時刻^{じこく}（帰宅時刻^{きたくじこく}）を^{まも}りましょう。

^{がつ}5月～^{がつ}10月：午後6時^{ごご じ}には家に^{いえ}帰り着^{かえりつく}く。

^{がつ}11月～^{がつ}4月：午後5時^{ごご じ}には家に^{いえ}帰り着^{かえりつく}く。



《自転車の乗り方（じてんしゃののりかた）》



- 自転車には、次の場所で乗りましょう。

【1・2年生】	【3・4・5・6年生】	※万が一の事故に備えて TSマーク（自転車向け 保険）の貼り付け等、 傷害補償や賠償保障 に備えましょう。
お家の人の目の届くところ。	3・4年生は、4月の交通安全教室を受けて、 <u>お家の方に許しを受けてから。</u> 校区内のみ。	

- 自転車に乗る時は、交通のきまりを守り、必ずヘルメットをかぶりましょう。
- 二人乗りや並進乗り（横並びで乗る）など、危ない乗り方はしません。

《遊び方（あそびかた）》

- 子ども同士でのお金や物の貸し借り、交換、売り買いはしません。
- 危険な遊びはしません。（エアガン、爆竹、刃物、火遊びなど）
- ゲームセンター（お店のゲームコーナーも含む）などは、子どもだけでは行きません。
- 川遊びや魚釣りに行くときは、子供だけでは行きません。
- 子供だけで校区外へは行きません。



保護者の皆様へ

こちらは「西瀬小よい子のきまり」です。お子さんと一緒に御一読いただき、いつでも御家庭で見えるところに掲示していただければと思います。きまりを守っていくことは、大切なお子さんの命を守ること、また、子どもたちに自分や周りの人の命をしっかりと守ろうとする心を育むものと考えています。学校だけの指導では、目の行き届かないところもありますので、これまでどおり、御家庭での声かけ・御指導をよろしくお願い致します。子どもたちの笑顔がいっぱいに溢れる西瀬小校区になりますよう協力していきましょう。

令和7年4月26日

西瀬小学校
各保護者 様

人吉市立西瀬小学校
校長 沢田 美穂

緊急時の対応及び連絡方法について

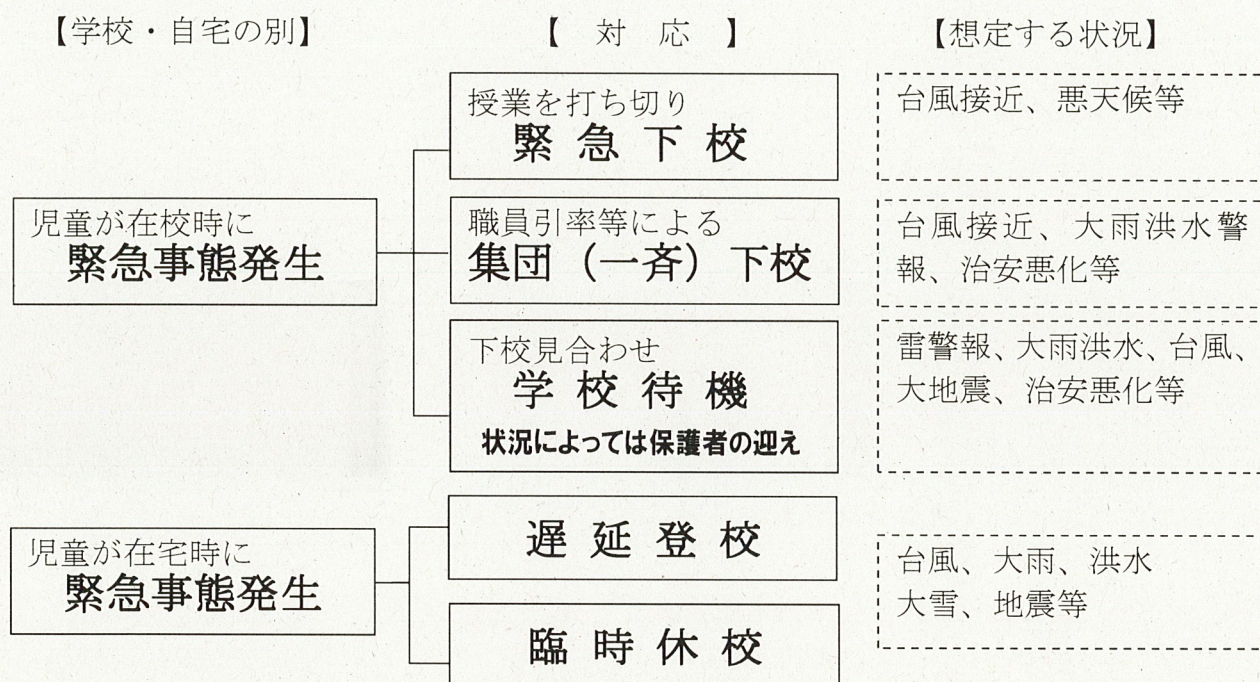
陽春の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、緊急時の基本的な対応について、下記のとおり定めておりますのでお知らせします。

つきましては、御確認の上、御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 緊急時の対応



2 保護者への緊急連絡方法

- 学校からの「西瀬小学校安心安全メール」の配信
※ 登録者へ送信します。登録をされていない御家庭、または、登録されたのに送信されない御家庭は面談時に担任まで連絡ください。
- 学校からの文書 ○ 学校の安心安全メールまたはホームページ
- 市の防災無線による一斉放送

3 その他

- ・ 連絡がない場合には、原則として通常どおりの登校とします。但し、各家庭で状況が異なることが考えられますので、保護者の方で判断をしていただき、遅延登校や欠席の場合は、学校への連絡をお願いします。
- ・ 今年度も引き渡し実施訓練を予定しております。6月頃に実施予定です。

＜ 問い合わせ ＞
人吉市立西瀬小学校
担 当：防災主任 中島
TEL：0966-22-3907

名称	熊本県PTA共済	
加入	安互コース PTA会員	P災コース 児童・教職員・指導者
掛金	個人負担 一戸150円	個人負担 一人500円
保障の概要	(1) 死亡 500万円 (交通事故100万円) (2) 障害 500万円 (交通事故100万円) (3) 負傷 30万円 (4) 交通事故 負傷 5万円 (5) 歯科(保険外治療) 規定額	(1) 死亡 学校教育外活動 3,000万円 学校管理下 1,500万円 (2) 障害 学校教育外活動 3,000万円 学校管理下 1,500万円 (3) 負傷 学校教育外活動 100万円 (4) 交通事故 死亡 500万円 障害 500万円 負傷 5万円 (5) 歯科(保険外治療) 規定の額
対象	1 県P連、九P連等主催行事 2 郡市町村P連主催行事 3 単位PTA主催行事 4 単位PTA会長承認学校行事 5 交通事故 ※給付の対象となる活動及び活動参加のための正規の往復中	1 学校教育活動 2 学校教育外活動 3 交通事故 ※学校長またはPTA会長が承認していない活動中、または往復中の事故は適用の対象にならない
名称	独立行政法人日本スポーツ振興センター	
加入	児童	
掛金	個人負担 一人460円 ※935円のうち475円は人吉市が負担	
保障の概要	(1) 死亡の場合は 3,000万円 (運動などの行為と関連しない突然死および登下校中の場合 1,500万円) (2) 障害 4,000万円～88万円 (登下校中の場合 2,000万円～44万円) (3) 医療費 5,000円以上	
対象	1 学校管理下	

令和7年度 学校給食費について

学校給食センターを運営するには、多くの費用がかかります。そのうち、施設の管理費や人件費などは人吉市が負担し、学校給食に係る食材費については、保護者負担となります（学校給食法第11条）。

一食あたりの単価を定め、次に示す食材実費相当額を保護者の皆様にご負担いただきます。

一食単価については、これまでの単価では、児童生徒の成長に必要な質や量を確保できない状況になりましたので、令和6年度に引き続き増額改定することになりました。

増額改定分につきましては、昨年同様に市が全額負担しますので保護者負担は据え置きとなります。

◆令和7年度 学校給食費の単価（食材実費相当額）

学校区分	年間給食回数	学校給食費		市負担額※	保護者負担額	備考（参考）
小学校	184回	一食単価	280円	98円	182円	令和6年度一食単価
		年間	51,520円	18,032円	33,488円	266円
中学校	180回	一食単価	327円	106円	221円	令和6年度一食単価
		年間	58,860円	19,080円	39,780円	310円

※子育て世代の経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部を人吉市が負担しています。

◆学校給食費月額及び口座振替日、納期限について

令和7年度	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
口座振替日	5月26日	6月26日	7月28日	8月26日	9月26日	10月27日
納期限	6月2日	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日
小学校納付額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
中学校納付額	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
口座振替日	11月26日	12月22日	1月26日	2月26日	3月26日	
納期限	12月1日	1月5日	2月2日	3月2日	3月31日	
小学校納付額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,488円	
中学校納付額	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,780円	

※口座振替日は、毎月26日（12月は21日）です。振替日が土・日・祝日の場合は翌平日となります。

※口座振替の再振替は行いませんので、預金不足にならないように振替日前日までに入金をお願いします。

※第11期＝年間給食費（保護者負担額）－（第1期から第10期までの合計額）

※口座振替手数料は市が負担します。

◆給食費一括納付について（令和7年度から実施）

令和7年度	第1回目	第2回目
口座振替日	5月26日	3月26日
小学校納付額	30,000円	3,488円
中学校納付額	36,000円	3,780円

※一括納付を2回に分ける理由

給食実施回数により第11期（3月納付分）金額が変更になる場合があるため、5月と3月の2回に分けての納付としています。

※学校給食費に関するお問い合わせは、人吉市学校給食センターへ ☎ 23-5052

令和7年4月26日

西瀬小学校
各保護者 様

人吉市立西瀬小学校

校 長 沢田 美穂
P T A会長 熊澤 朋寛

P T A会費の納入の方法について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から学校教育並びにP T A活動にご協力いただき感謝いたします。

さて下記の件につきましてお知らせいたします。今年度も保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 納入金額

年額4, 1 5 0円、県P安互コース掛け金1 5 0円の合計金額4, 3 0 0円を、前期・後期の2回に分けて納入していただきます。

※ 前期 2, 3 0 0円 (令和7年**6月30日の間**で納入ください)

※ 後期 2, 0 0 0円 (令和7年**9月30日の間**で納入ください)

なお、一括で納入していただいても構いません。

2 納入方法

本校事務室へ直接納入ください。どうしても直接納入が無理な場合は、連絡帳等にその旨を記入され、担任へお預けください。

なお、受取時間は**8:10~16:40(職員勤務時間内)**とさせていただきます。時間外に御来校の場合は、御相談ください。

< 問い合わせ >

人吉市立西瀬小学校

担 当：事務 林

T E L：0 9 6 6 - 2 2 - 3 9 0 7

御 挨 拶

うららかな陽春の候、皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち西瀬小学校教職員一同、誠心誠意お子様の健やかな成長のために努力いたす所存です。

今後とも、御協力・御支援を賜りますようお願いいたします。

令和7年4月吉日

役 職	名 前	役 職	名 前
校 長	沢田 美穂	あおぞら	永井 耕一
教 頭	森 雅美	教務主任 理科専科	尾方 絵美
1年1組	岡村 美千代		本宮 悠都
2年1組	高田 敬史	養護教諭	中村 理恵
3年1組	中島 和美	事務職員	林 育子
4年1組	田中 康陽	特別支援教育 支援員	中村 文代
5年1組	蒲生 知未	特別支援教育 支援員	井下 聖子
6年1組	米多 朋美	給食・図書事務	高橋 美鈴
なのはな	岩坂 富貴	教員業務 支援員	吉村 義秋

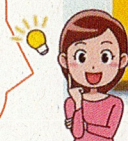
わくわくサポーター

「わくわくサポーター」ってなに？

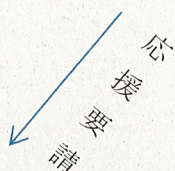
今日、地域と学校が連携・協働し、未来を担う子供たちの成長を支えていくことが期待されています。その具体的な活動の一つが地域学校協働活動です。

学校から学習応援の依頼を受け、教育委員会で在勤している地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が連絡調整を行い、サポーターが先生と一緒に活動します。人吉市では、令和元年度から全ての小中学校で取り組まれています。

- ・校外学習を予定しているけど、国道を通るから安全に活動できるか不安だなあ。
 - ・ミシンを使うとき1班に1人、補助してもらえると学習が深まるな。
- 地域の方に応援してもらおう！！



地域学校協働活動推進員
(人吉市教育委員会 社会教育課)



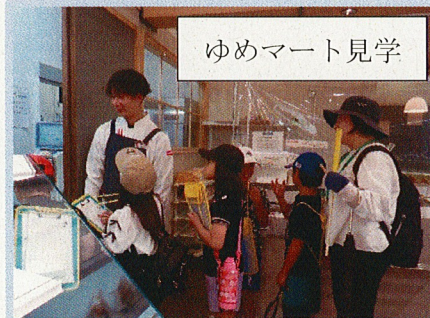
連絡・調整



わくわくサポーターの方々
(地域の人、老人会、民生児童委員、保護者、元教員など)



令和6年度 西瀬小学校での活動～例えば～



子供たちの感想

ミシンの使い方を丁寧に教えてもらったので、早く仕上がりました。

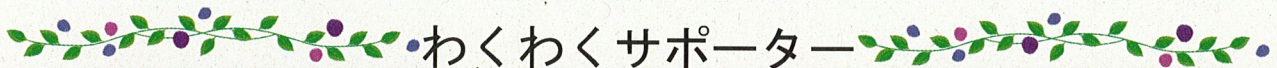
僕は大きくなってから、人のためにできることをやりたいです。

丸付け支援のおかげで、少し分かるようになりました。

社会科見学でわからないことがあったとき教えてもらって助かりました。



裏面へつづく→



わくわくサポーター

どんな活動がありますか？

読み聞かせ、一斉下校時の見守り、あいさつ運動、校外学習引率（町たんけん、社会科見学、学校の周り調べ）、環境整備（草刈り、落ち葉掃き、草取り）、教科指導補助（書写、ミシン、水生生物調査、昔遊び、米作り等）、クラブ活動（ウンスンカルタ）、部活動指導補助（野球、陸上、ソフトテニス、柔道、新体操）等。



活動までの流れは・・・



学校からの依頼



推進員



わくわくサポーター

推進員が、メール、または電話でご連絡します。

「できるときに できる人が できる活動を」がモットーです。都合のつかれる方が、活動します。

活動中に怪我をしたら・・・

わくわくサポーター活動は、公民館総合保障制度の対象となり、補償を受けることができます。必要な情報の提供にご協力をお願いします。

わくわくサポーターの申込み方法は？

登録用紙は小中学校、公民館、教育委員会においてあります。必要事項を記入の上、登録用紙が設置してあるところへ提出してください。後日、事務局からサポーター証を郵送いたします。活動時にはサポーター証を身に付けてください。



資格は必要ですか？

資格は必要ありません。これまでの人生経験を活かしていただくことで、子供たちの学習の機会や幅が広がります。人吉市では、20代から90代の方が登録し、活躍されています。

一人では心細いな・・・

団体登録という制度があります。グループで登録されるとグループの方と一緒に活動に参加することができます。

活動する際のお願い



登録時にお配りする「サポーターの心得」（例えば、個人情報の厳守。子供たちの気持ちの尊重。などなど）を守っていただくようお願いしています。

サポーターさんの感想・想い

できることを少しずつ…。

これからも子供たちと関わりながら、元気ももらいたいと思います。



温故知新。成長を見守っていく。自分も子供たちの話を聞いて成長する。孫がいなくても参加したい。子供を通してのつながりを大切に。

お問い合わせ：人吉市教育委員会 社会教育課（Tel 22-7028直通） コーディネーター

（田代・松舟・岩崎）

一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団

令和7年度 熊本県PTA共済のご案内

～ 一人はみんなのために みんなは一人のために ～

熊本県の児童生徒等、PTA会員（保護者、教職員）、部活動指導者、PTA活動支援者のための災害共済です。

学校で、部活動で、PTA活動で、登下校中に、などの場面で事故に遭った場合の助けとなるのが、熊本県PTA共済です。児童生徒向けの「P災コース」、PTA会員向けの「安互コース」があり、活動中や往復中の死亡・後遺障害・負傷・急性の疾病・交通事故などに対応しています。児童生徒等の皆さんの学校管理下での負傷・急性の疾病は適用外ですが、死亡・後遺障害・交通事故・歯の保険外治療には適用され、学校管理外の教育活動中の事故については、負傷・急性の疾病も含めて本共済からの共済金の給付を受けることができます。

保護者の皆さん（PTA会員）については、PTA活動に加えて学校行事への参加や部活動の支援の際の被災にも対応しています。

1. 共済掛金の額（令和7年度・年額）

P災コース

区 分	金額
小・中学校・義務教育学校の児童生徒	500 円
高等学校・高等専門学校の生徒等	800 円
学校管理下部活動等の指導者 (PTA教職員会員、外部指導者)	500 円

安互コース

PTA会員（保護者会員・1 家庭）	150 円
PTA会員（教職員会員・1 名）	150 円
PTA準会員・事務職、活動指導者（1 名）	150 円

2. 共済に加入するには・・・

加入等の手続きは、児童生徒等の在籍する学校の単位PTAを通して行います。加入ご希望の方は、単位PTAに加入申込書と規定の共済掛金を提出してください。下記の加入申込書をご使用いただけますが、各PTAで作られている加入申込書などを使用していただくこともありますので、PTAからのご案内をご覧ください。

（注）本共済の契約者は、各学校の単位PTAとなります。単位PTAで本共済への加入が決定されている場合に、本共済へのご加入が可能です。

熊本県PTA共済

加入申込書

PTA会長 様

令和7年度熊本県PTA共済について、下記の通り加入を申し込みます。

令和 年 月 日

加入申込者 氏名（児童生徒の場合は保護者）

被共済者（加入者）

* 氏名欄が不足する場合は別紙を添付してください。

コース	学年	組	番号	氏 名
P災コース (当PTAの所属する学校に在籍するご家庭の児童生徒等について、共済に加入する方全員をご記入ください)	年	組	番	
	年	組	番	
	年	組	番	
	年	組	番	
	年	組	番	
安互コース	加入する		加入しない	

* 安互コースについては、「加入する」、「加入しない」のうち該当するものを ○ で囲んでください。

熊本県PTA共済に関するご質問等は・・・一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団の共済担当まで

電話：096-278-8811 フリーダイヤル：0800-200-5553 FAX：096-223-7117

HP：https://www.kumamoto-psai.net/ 電話受付時間：9：00～17：00（月～金）



3. 共済金給付の例

高校生が、部活動中に落下による頸髄損傷で、まひ状態になった場合（学校管理下）

（P 災コース・後遺障害共済金）

中学生が、部活動中に打撲により前歯が2本破折したため、保険外治療が必要になった場合（学校管理下）



（P 災コース・歯科特別共済金）

小学生が、夏休みプール開放参加中にプールサイドで転倒し負傷した場合（P T A活動）

（P 災コース・負傷共済金）

高校生が、県内での部活動練習試合に参加中に骨折した場合（P T A会長承認）

（P 災コース・負傷共済金）

高校生が、県外での部活動練習試合に参加した帰りに部所有のマイクロバス乗車中に交通事故に遭った場合（P T A会長承認）

（P 災コース・交通事故負傷共済金）

中学生が、自転車通学中（学校の許可有り）に、左折車に巻き込まれ、負傷した場合（学校管理下）

（P 災コース・交通事故負傷共済金）

中学校の部活動外部指導者が、部活動指導中に転倒し、捻挫した場合（P 災コース・負傷共済金）

高校生が、学校の昼休み時間に、急性心不全で死亡した場合（学校管理下）

（P 災コース・特別共済金）

部活動指導者である小学校のP T A教職員会員が、P T A主催のミニバレーボール大会の練習中にアキレス腱を断裂した場合（P T A活動）



（P 災コース・負傷共済金）

P T A保護者会員が、小学校の運動会の片付け作業中に、テントの金属部分に指を挟まれて負傷した場合（P T A活動）



（安互コース・負傷共済金）

P T A保護者会員が、夫婦で小学校運動会の綱引きに参加し、二人とも転倒して負傷した場合（学校行事）（夫婦ともに給付）

（安互コース・負傷共済金）

P T A地域清掃活動に参加した共催の地域老人会会員（予め安互コースに加入した支援者）が、蜂に刺された場合（P T A活動）

（安互コース・負傷共済金）

入学式に、生徒の保護者が両親とも出席できなかったため、代理として出席した祖母が、学校の階段から転落して骨折した場合（学校行事・保護者代理）

（安互コース・負傷共済金）

P T A会長が、市教育委員会主催の研修会に参加した際、帰路で交通事故にあった場合（P T A活動）

（安互コース・交通事故負傷共済金）

中体連主催の試合に出る中学生を会場まで自家用車で送った際に、信号待ちで停車中に追突され、運転していた母親が負傷した場合（学校管理下）



（安互コース・交通事故負傷共済金）

小学校の授業参観に参加した保護者が、校内の階段から転落して骨折した場合（学校行事）

（安互コース・負傷共済金）

学校で開催された部活動練習試合で、駐車場案内をしていた保護者が、急性心不全で死亡した場合（P T A会長承認）

（安互コース・特別共済金）

学校美化作業中に、眼を負傷し、片眼の視力が著しく低下した場合（P T A活動）

（安互コース・後遺障害共済金）

4. 共済金の額（死亡、後遺障害、負傷）

P 災 コ ー ス	死 亡	学校教育外	3,000 万円
		学校管理下	1,500 万円
		交 通 事 故	500 万円
		特 別	最高 600 万円
	後遺障害 (1～14 級)	学校教育外	最高 3,000 万円
		学校管理下	最高 1,500 万円
		交 通 事 故	最高 500 万円
	負 傷	学校教育外	最高 100 万円
		交 通 事 故	3 万円・5 万円
		歯 科 特 別	規定額
安 互 コ ー ス	死 亡	活 動 中	500 万円
		交 通 事 故	100 万円
		特 別	最高 300 万円
	後遺障害 (1～14 級)	活 動 中	最高 500 万円
		交 通 事 故	最高 100 万円
	負 傷	活 動 中	最高 30 万円
		交 通 事 故	3 万円・5 万円
		歯 科 特 別	規定額

被災した場合、死亡の翌日、後遺障害の確定の翌日、負傷等の治癒の翌日から共済金の給付申請をすることができます。給付申請権の発生したあと3年を経過すると時効となり、以後は給付を受けることができませんのでご注意ください。

5. 共済加入についてのご注意

- (1) 共済期間は1年間（4月1日～翌年の3月31日）ですので、年度ごとに加入手続きが必要になります。（単位P T A等からの案内をご覧ください）
- (2) 年度途中での加入も可能です。ただし共済期間は、本財団指定の金融機関への共済掛金納入の翌日から当該年度末までとなります。
- (3) 共済期間が1年間である場合は、入学式前や卒業式後においても、共済期間中であれば、当該年度に所属する学校・学級等やP T Aの活動における被災については、共済の対象となります。

6. 共済契約上のご注意

- (1) 共済期間を1年間（4月1日～翌年3月31日）とするためには、前年度あるいは共済期間開始前に単位P T Aによる加入予定申し込みをお済ませください。
- (2) 単位P T Aによる正規の共済契約は、共済期間開始後、当該年度の6月30日までにお済

ませください。（指定金融機関への加入者分の共済掛金の納入をしてください）

- (3) 単位P T Aでは、共済加入ご希望の方から共済加入申込書の提出を受け、これを保管してください。（被災した場合に、加入確認のため必要になることがあります）
- (4) 共済期間中に転出入のある場合は、単位P T Aより本財団までご連絡ください。熊本県外に転出されると、転出者についてはその後の被災は共済の対象となりません。またこの場合、加入者からの請求により共済掛金の一部が返還される場合があります。

7. 共済金が給付されないのは・・・

- (1) 加入していない場合
- (2) 共済期間外に発生した災害である場合
- (3) 公共交通機関を利用中の災害である場合（航空機、船舶、鉄道、路面電車、バス、タクシー等、料金を支払うもの）
- (4) 事故等の原因が加入者の故意による場合、または故意による犯罪行為の場合（無免許、飲酒、自殺など）
- (5) 公務災害や労働災害の適用を受ける場合
- (6) 地震、噴火またはそれに伴う津波など非常災害、戦争などの場合
- (7) 妊娠・出産が原因となる場合、食中毒
- (8) 日本国外での災害
- (9) 災害発生から2年を経過した後に事故等の報告がなされた場合
- (10) 活動場所への往復に主催者の許可なく電動キックボード、ローラースケート、キックボードなどを使用した場合

8. 被災したら・・・

- (1) なるべく早く医療機関を受診し、単位P T Aを通して、事故報告を行います。（被災者から単位P T Aへの報告は事故の発生から30日以内）
- (2) 共済金給付は1事故につき1回のみです。治療途中で給付を受けた場合は、その後の追加の給付はありません。また、共済金給付は診療実日数180日を限度とします。



9. 共済金給付の対象となる活動

P 災コース

1. 学校教育外

- (1) 単位 P T A が主催または共催する児童生徒等の活動（P T A 会長名で案内）
- (2) 単位 P T A が主催または共催する活動で、児童生徒等の参加が事前に認められているもの
- (3) 単位 P T A の主催または共催する活動ではないが、部活動、学級、学年、学校単位など団体で参加するもので事前に P T A 会長が承認したもの
- (4) 学校管理下ではないが、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、事前に P T A 会長が承認したもの（部活動、学級、学年、学校単位で参加するもの）
- (5) これらの活動に参加するための正規の往復中（スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

2. 学校管理下（児童生徒等、負傷は対象外）

- (1) 教育課程に基づいて実施される諸活動
授業中、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動、児童・生徒会活動、クラブ活動、学校行事）
- (2) 教育課程外の教育活動
部活動、休憩時間中などでの活動
- (3) 指導者においては、部活動指導中（公務災害等に該当する場合を除く）
- (4) これらの活動に参加するための正規の往復中（スクールバス利用中・学校から許可された自転車通学中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

3. 交通事故（公共交通機関利用中は対象外）

- (1) 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む）
- (2) 校長または P T A 会長の承認により自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中の交通事故・生徒等の学校から許可された原付バイク使用中の自損事故を含む）

安互コース

1. 単位 P T A の活動

- 単位 P T A が主催または共催する活動（P T A 会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
- ① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
 - ② 学習活動、スポーツ・レクリエーション活動、校外指導等

- ③ 単位 P T A を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
- ④ 単位 P T A 会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務）
- ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

2. 郡市区町村 P T A 団体の活動

- 郡市区町村等の P T A 連合会等の団体が主催または共催する活動（団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
- ① 総会、役員会、運営委員会、専門委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
 - ② 各種研修会、スポーツ・レクリエーション大会等への参加
 - ③ 郡市区町村 P T A 団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
 - ④ 郡市区町村 P T A 団体の会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務）
 - ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

3. 熊本県・熊本市・九州・全国の P T A 団体等の活動

- 熊本県や熊本市の P T A 団体の規約で規定された活動（団体の会長が招集、委嘱、承認し会長名で案内するもの）
- ① 総会、役員会、理事会、委員会等の諸会合並びにそれらの運営に関連する業務
 - ② 各種研修会等への参加（九州や全国の P T A 団体の P T A 研究大会等）
 - ③ 熊本県や熊本市の P T A 団体を代表して参加する他団体等主催の各種会合への参加
 - ④ 熊本県や熊本市の P T A 団体の会長が特に委嘱した業務（他団体等との連絡・交渉業務、他県の視察など）
 - ⑤ これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

4. 学校行事など（P T A 保護者会員）

- ① 単位 P T A が所属する学校の行事、市区町村等の教育委員会等の行政機関が実施する P T A に関する事業への参加
- ② これらに参加するための正規の往復中（自転車使用中の自損事故を含む。公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

5. 交通事故（公共交通機関利用中の交通事故は対象外）

- ① 給付の対象となる活動中、活動参加のための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中を含む）
- ② 校長または P T A 会長の承認により自校の児童生等が参加する活動を応援するための正規の往復中の交通事故（スクールバス利用中を含む）